

3 初任給の決定

新たに給料表の適用を受けることとなった職員の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

職務の級は、その職務の複雑・困難及び責任の度合等により、号俸はその者の学歴免許等の資格及び経験年数等により決定される。

(1) 職務の級の決定

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める基準に従い決定される。

規則 7-33

第 11 条第 1 項

(2) 号俸の決定

(ア) 号俸決定の原則

(i) 規則 7-33 別表第 6 の初任給基準表 (注) (参考資料 8 参照) に定める号俸又は当該号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格又は降格したもとした場合に得られる号俸に決定する。

規則 7-33

第 12 条第 1 項

(ii) 初任給基準表に適用すべき職種欄若しくは試験欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が同表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。

昭和 44 年知

第 91 号

第 12 条関係

(iii) 職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する場合には、次の (イ) 及び (ウ) 等に定めるところにより、上位の号俸に調整することができる。

規則 7-33

第 12 条第 2 項

(注) 初任給基準表は、各給料表ごとにそれぞれ定められており、かつ、職種欄又は試験欄 (行政職給料表にあっては、職種欄及び試験欄の両欄) が設けてあり、適用される給料表、任用の方法又は職種によってその適用を区分し、さらにその区分に対応する学歴免許等欄を設け、同欄に掲げる基準となる学歴免許等の資格についてそれぞれ初任給としての号俸を定めている。

なお、この表の適用方法については、規則 7-33 第 13 条に具体的に定められている。

(参考) 行政職給料表初任給基準表 (抜粋)

職 種	試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
一 般	採 用 試 験	大学卒業程度	1 級 29 号俸
		短期大学卒業程度	1 級 19 号俸
		高等学校卒業程度	1 級 9 号俸
無線従事者		第 1 級総合無線通信士 第 1 級海上無線通信士 第 1 級陸上無線技術士	1 級 29 号俸
		(略)	
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号俸

※ 初任給基準表に定める号俸には、次の (イ) の学歴免許等の資格による初任給の調整によって調整された号俸が含まれる。

昭和 44 年通知

第 91 号

第 12 条関係

(イ) 学歴免許等の資格による初任給の調整

(i) 調整の対象者

その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格よりも上位の学歴免許等の資格を有する者

この場合において、「採用試験」の区分の適用を受ける者については、その区分に応じ、「大学卒業程度」及び「警察官A」にあつては「大学卒」の区分、「短期大学卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高等学校卒業程度」及び「警察官B」にあつては「高校卒」の区分がいわゆる基準学歴として同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなされる。

(ii) 調整の方法

その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表に加える年数(+)の年数)の数を4に乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。

(例) 高等学校卒業程度試験に合格して行政職1級に採用された場合
初任給基準表の初任給 行1-9
短大卒(修学年数14年)行1-9 + {2(修学年数の差) × 4} = 1-17

(ウ) 経験年数による初任給の調整

(i) 調整の対象となる経験年数

a 試験採用者等については、その者の任用の基礎となった試験に合格した時又は基準学歴を取得した時以後の経験年数

b aに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

c 級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められ、「採用試験」の区分のうち相当する区分を適用された者については、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

d a、b、c又はe以外の採用者については、初任給基準表を適用した際に用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

e a、b、c以外の採用者で基準号俸(注)が職務の級の最低の号俸である者については、級別資格基準表に定めるその職務の級の必要経験年数を超える経験年数

(注) 1 基準号俸とは、規則7-3-3第1-2条第1項による初任給の号俸(前記(イ)の学歴免許等の資格による初任給の調整を受ける場合には、その調整後の号俸)をいう。

2 経験年数の取扱いについては、前記「2 職務の級の決定基準」の「(2) 級別資格基準表」の項の(注2)で述べた経験年数の取扱いを準用する。

なお、a、b及びdの経験年数は、前記(イ)の学歴免許等の資格による初任給の調整を行った場合は、その調整に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後のものである。

(ii) 調整の方法

調整の対象となる経験年数について、その経験年数の月数を12月又は18月で除して得た数(1に満たない端数は、切り捨てる。)に4(新たに職員となった者が特定職員であるときは3)を乗じて得た数を基準号俸の号数に加えて得た数の号俸に調整する。

この場合において、経験年数の月数のすべてを12月で除すこととされた職員で、年度

規則7-3-3

第1-4条第1項
第2項

規則7-3-3

第1-4条第1項

規則7-3-3

第1-5条第1項
第1号
第2号

第3号

第4号

第5号

規則7-3-3

第1-5条第1項

規則7-3-3

第1-5条第2項

規則7-3-3

第1-5条第1項
昭和44年通知
第91号
第1-5条関係

の途中で採用されたことにより、経験年数の端数の月数が9月以上となるもののうち、学卒後の直採用である部内の他の職員との均衡を図る上で必要があると認められるものについては、人事委員会の定める号俵を上記の号俵に加えることができる。(注)

(注) この調整は、大学等の卒業後職員として採用されるまでの間を通じて、職員の職務とその種類が類似する職務に従事していた者等について、同一年度に大学等を卒業した者で卒業後すぐに職員として採用されたものとの均衡上号俵の調整を行うことが必要となる場合を想定した措置である。このため、この措置の対象とするためには、調整の際に用いるその者の経験年数のすべてがa③に掲げる職務に従事していた期間又は在学期間で100/100の換算率によって換算した期間が必要である。

a 以下の経験年数については、12月で除すこととされている。

① (i) の a 又は d に該当する者については、5年

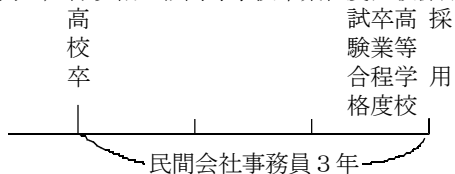
② (i) の b、c 又は e に該当する者については、5年から必要経験年数を減じた年数

③ ①及び②を超える経験年数のうち、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる以下の職務に従事していた年数であって、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数

- ・ その者の職務と同種の職務（職員として在職したものに限る。）
- ・ 経験年数換算表により100/100の換算率によって換算した場合における当該職務

b a 以外の経験年数については、18月で除すこととされている。

(例1) 行政職1級高等学校卒業程度試験採用の場合



初任給基準（高等学校卒業程度試験合格者の初任給） 行1-9

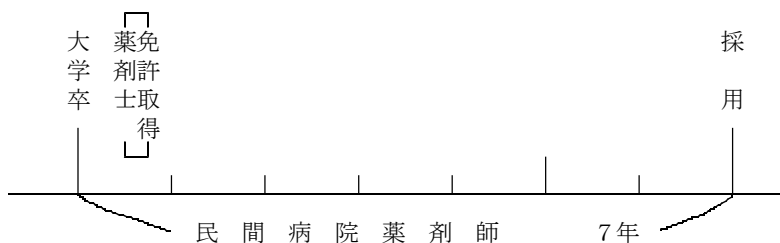
民間経歴3年（職務内容非類似・8割換算）

$$36\text{月} \times 0.8 = 28.8\text{月（切り上げ）} 29\text{月}$$

$$29\text{月} \div 12\text{月} = 2.41\cdots \text{（端数切捨て）}$$

$$\text{行} 1-9 + \{2 \times 4\} = 1-17$$

(例2) 医療職(二)2級に大学卒の薬剤師を採用の場合



初任給基準（大学卒） 医(二)2-5

民間経歴7年（職務内容類似・10割換算）

$$84\text{月} \times 1.0 = 84\text{月}$$

① 経験年数のうち5年まで $60\text{月} \div 12\text{月} = 5.0$

② 5年を超える経験年数 $24\text{月} \div 18\text{月} = 1.33$

$$\text{①} + \text{②} = 6.33 \text{（端数切捨て）}$$

$$\text{医(二)2-5} + \{6 \times 4\} = 2-29$$

(3) 初任給の決定の特例

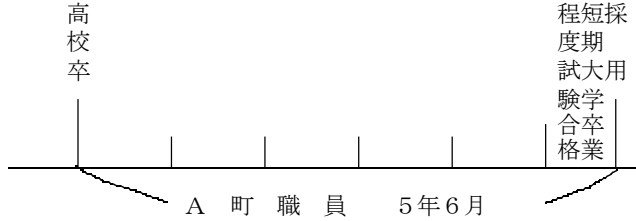
初任給決定についての特例の主なものとしては、次のようなものがある。

(ア) 下位の区分を適用するほうが有利な場合

その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。

規則 7—3 3
第 1 6 条

(例) 高校卒業後相当期間の経験年数を有する者が短期大学卒業程度試験に合格し、行政職 1 級に採用の場合



① 短期大学卒業程度試験合格者としての初任給 …… 行 1—1 9
この場合は、「高校卒」が「短期大学卒業程度」の基準学歴である「短大卒」より下位の学歴区分に属するため、経験年数による初任給の調整ができず、初任給基準表に定める号俸がそのまま初任給の号俸となる。

② 高等学校卒業程度試験合格者として取り扱った場合の初任給 …… 行 1—2 9
初任給基準 行 1—9
A 町職員歴 5 年 6 月（職務内容類似・1 0 割換算）

- ① 経験年数のうち 5 年まで $60\text{月} \div 12\text{月} = 5.0$
- ② 5 年を超える経験年数 $6\text{月} \div 18\text{月} = 0.33$
- ①+②=5.33（端数切捨て）

行 1—9 + {5 × 4} = 1—2 9

②が有利である。

昭和 4 4 年通知
第 9 1 号
第 1 6 条関係

(イ) 人事交流等により採用した場合

国家公務員、他の地方公務員等から人事交流等により引き続き職員となった者で、一般の初任給決定の基準による場合には、部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、人事委員会の定めるところにより、その者の給料月額を決定することができる。

規則 7—3 3
第 1 7 条
昭和 4 4 年通知
第 9 1 号
第 1 7 条関係

(ウ) 特殊の職に採用する場合

医師等のように特殊な技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、一般の初任給決定の基準による場合にはその採用が困難と認められるときは、部内の他の職員との均衡を考慮して、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の給料月額を決定することができる。

規則 7—3 3
第 1 8 条
昭和 4 4 年通
第 9 1 号
第 1 8 条関係